

宇治田原町議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇治田原町議会議長（以下「議長」という。）が議会の円滑な運営のため、議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出に際しては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、慶祝、弔慰、見舞金、会費その他議長が必要と認めたものとする。

(支出範囲)

第4条 前条の支出項目に係る交際費の支出内容及び支出金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 慶祝は、各種団体の総会、記念式典、祝賀会、行事等へのお祝いに要する経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。
- (2) 弔慰は、葬儀等における香典、供花等に要する経費で、支出金額等は別表に定めるところによる。
- (3) 見舞金は、病気、災害、事故等の見舞いに要する経費で、原則として5千円を限度に支出できるものとする。
- (4) 会費は、各種団体の会合、懇親会等の参加に要する経費で、原則として1万円を限度に支出できるものとする。ただし、会費制による場合は、当該会費相当額とする。
- (5) 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費については、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(公表)

第5条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項に規定する公表は、四半期毎に行うものとし、当該四半期分を翌月の15日までに宇治田原町議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に住民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		供花等	香 典	
議会議員	現職	本人	○	5,000 円
		配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000 円
	元職	本人	○	5,000 円
自治功労者		本人	○	5,000 円
常勤特別職	現職	本人	○	5,000 円
		配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000 円
	元職	本人	○	5,000 円
行政委員等	現職	本人	○	5,000 円
		配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000 円
町職員	現職	本人	○	5,000 円
		配偶者、実（養）父母、義父母（同居に限る）、子	○	5,000 円
その他、議長が特に必要と認めるもの		社会通念上妥当と認められる範囲内		

備考1 「行政委員会等」とは、行政委員（執行機関の委員・附属機関の委員）・区長・消防団員（本部及び支部長以上）・各種団体（補助金等の交付を受けている団体に限る）の長をいう。

2 「町職員」とは、管理職以上及び議会事務局職員をいう。

3 供花は、社会通念上妥当と認められる範囲内とし、香典に相当する額を考慮し決定することができる。

4 現職議員が逝去したときは、その告別式において議長が弔辞を述べる。